

海外派遣労働者
のための

お口の健康手帳



第2版

2019年3月

公益社団法人 日本歯科医師会

はじめに



グローバリズムの進展に伴い、2005年に日系企業の海外拠点数は35,000カ所であったものが、2017年10月には75,000カ所に増加しました。また、海外での長期滞在邦人は2005年の70万人から2017年には86万人に増加しています。人数増加率よりも海外拠点増加率が高いことは、より幅広く世界中に進出していることを示しています。今後も海外派遣労働者はさらに増加することが見込まれます。

しかし、海外派遣前の歯科健康診断は義務化されていないため、必ずしも良好な口腔状態で海外へ派遣されているとは言えない状況です。

そこで、日本歯科医師会では、海外に派遣された皆様が安心して業務に専念できるように、お口の健康管理に努められることを目的として、海外渡航中にお口のトラブルが起きたときの対処法をはじめ、海外での歯科医療事情等歯科に関する必要な情報をまとめた「海外派遣労働者のためのお口の健康手帳」を2005年に発行しました。

発行から14年が経過し、海外派遣労働者も増加していることから、このたび、第2版を発行するに至りました。なお、海外で歯科医療機関を受診する際には、言葉の問題もあると思いますが、翻訳ソフト等を用いて対応ができるレベルまで進歩してきておりますことから、「歯科受診のための会話集」は割愛させていただきました。

皆様が本冊子を使用され、お口の健康のみならず、全身の健康にも留意され、より良い海外での日常生活をおくられることを願っています。

2019年3月

公益社団法人 日本歯科医師会

目次

| | |
|------------------------------|-----------|
| はじめに | 2 |
| 1. 渡航中のお口のトラブル原因と対処法 | 5 |
| 《A》 お口のトラブルが起こったら | 5 |
| ケース1:「歯がズキズキする」 | 5 |
| ケース2:「歯がしみる(冷たい水・熱いお湯)」 | 6 |
| ケース3:「かむと痛い、歯が浮いた感じ」 | 6 |
| ケース4:「歯ぐきが腫れた、血が出る、膿(うみ)がでる」 | 7 |
| ケース5:「つめ物・かぶせ物がとれた、飲み込んだ」 | 7 |
| ケース6:「歯が欠けた、折れた、抜けた」 | 8 |
| ケース7:「歯が動く、ぐらぐらする」 | 8 |
| ケース8:「入れ歯が当たって痛い」 | 9 |
| ケース9:「入れ歯がこわれた」 | 10 |
| ケース10:「口内炎等ができた」 | 10 |
| ケース11:「口臭が気になる」 | 11 |
| ケース12:「口が開きにくい、あごを動かすと音がする」 | 12 |
| 《B》 治療費の問題 | 13 |
| 《C》 院内の衛生状態、感染の問題 | 13 |
| 《D》 渡航前の準備の問題 | 14 |
| 2. 困りごとで多く寄せられる質問 | 15 |
| 現地で安心して受診できる歯科医院がありません。 | 15 |
| 治療の費用に関して補助は出るのでしょうか？ | 15 |
| 現地の歯科医院の衛生状態が悪く不安です。 | 16 |

| | |
|----------------------------|----|
| 3. 歯・口腔の健康と治療方法 | 17 |
| ① 健康への入り口 それは大切な歯 | 17 |
| ② 歯の役割 | 18 |
| ③ むし歯 | 18 |
| ④ むし歯の治療法 | 19 |
| ⑤ 歯周病 | 20 |
| ⑥ 歯周病と全身との関わり | 21 |
| 4. 海外歯科医療事情 | 22 |
| アメリカの歯科事情について | 22 |
| 英国の歯科事情について | 24 |
| オーストラリアの歯科事情について | 26 |
| シンガポールの歯科事情について | 28 |
| タイの歯科事情について | 30 |
| フランスの歯科事情について | 32 |
| メキシコの歯科事情について | 34 |
| 中国の歯科事情について | 36 |
| 南アフリカの歯科事情について | 38 |
| コラム 海外歯科医療事情 Pick Up | 40 |
| 5. 資料 | 42 |
| 海外旅行傷害保険と歯科治療 | 42 |
| 海外駐在員専用特約 | 43 |
| 海外での健康保険について | 45 |
| 日本の健康保険制度の適用(国民健康保険・協会けんぽ) | 45 |
| 海外での労災保険について | 46 |
| 海外医療支援実施機関リスト | 48 |

協力：損害保険ジャパン日本興亜株式会社
日本エマーゼンシーアシスタンス株式会社

渡航中のお口のトラブル 原因と対処法



《A》 お口のトラブルが起こったら

ケース1：「歯がズキズキする」

考えられる原因①

- a. むし歯が進行して歯の神経が炎症を起こしている（歯髄炎）
- b. 歯の神経が腐って炎症を起こしている（歯髄炎エソなど）
- c. 歯にヒビが入ったり、折れたりして炎症を起こしている（歯の破折、歯根の破折など）

【対処法】 できるだけ痛い方でモノをかんだりせず、患部を清潔に保ちましょう。つらければ痛み止めを飲んでください。冷たいものがひどくしみる場合は、ぬるま湯やうがい薬（イソジンガーゲル等）でゆすぐと、一時的に痛みが和らぐこともあります。熱いものがしみる場合は冷たい水や氷を口に含むと痛みが和らぎます。

考えられる原因②

歯が浮いたようになり、熱をもって腫れてきた（歯根膜炎）

【対処法】 身体を安静にして、患部にできるだけ刺激を与えないようにし、冷やすことで楽になります。いずれの場合も、痛み止めの薬だけでは治らないことが多いです。

ケース2：「歯がしみる（冷たい水・熱いお湯）」

| | |
|-----------------|--|
| 考えられる原因① | <p>「冷たい水」が原因と考えられる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯ぐきが下がって歯の根っこが露出した ・詰め物がとれた ・詰め物周囲や深いところにむし歯ができた(知覚過敏症、二次う蝕) |
|-----------------|--|

【対処法】 歯磨き等はぬるま湯を使いましょう。

| | |
|-----------------|---|
| 考えられる原因② | <p>「熱いお湯等」の場合は歯の神経が腐りかけて炎症を起こしている(歯ずい炎や歯根膜炎の疑い)</p> |
|-----------------|---|

【対処法】 お湯ではなく冷水を使いましょう。

※ ①、②共に一時的に症状が治まっても自然に治ることはありませんので早めの治療が必要です。

ケース3：「かむと痛い、歯が浮いた感じ」

| | |
|-----------------|--|
| 考えられる原因① | <ol style="list-style-type: none"> a. 歯を支える組織(歯ぐき、歯根の周りの繊維や骨など)が炎症を起こしている(歯周病が急性化) b. 歯の神経が死んでいたり、既に神経をとった歯の根の周囲に炎症がある(歯根膜炎など) c. 歯にヒビが入ったり、折れたりしている(歯冠破折、根破折等) |
|-----------------|--|

【対処法】 痛み止めの薬が効く場合があります。ただし、抗生物質(化膿止め等)と一緒に飲まないとも効かないことも多く、放っておくとひどくなる場合があります。

| | |
|-----------------|------------------------------------|
| 考えられる原因② | <p>かむ時に特定の歯だけが強くぶつかっている(咬合性外傷)</p> |
|-----------------|------------------------------------|

【対処法】 かむと痛みがひどくなるおそれがあります。できるだけかみ合わせず、痛い歯を使わないようにしましょう。

ケース4：「歯ぐきが腫れた、血が出る、膿（うみ）がでる」

考えられる原因①

- a. 歯ぐきに炎症を起こしている(歯周病)
- b. 口の中を切った、魚の骨等が刺さった等(外傷)
- c. 口腔内粘膜の病気、例えば腫瘍やがん(粘膜疾患、口腔がん)

【対処法】 放っておくとひどくなりますので、早めに歯科医院を受診しましょう。

ケース5：「つめ物・かぶせ物がとれた、飲み込んだ」

考えられる原因①

- a. 新しいむし歯がつめ物・かぶせ物のまわりにできたためにとれた(二次う蝕)
- b. ものをかんでとれた(脱離)

【対処法】 放っておくとひどくなったり、歯が破折したり、頬や舌をかんだりしますので、早めの治療が必要です。普段以上によく磨いたり、とれた側で食べないようにすることも大切です。

考えられる原因②

つめ物・かぶせ物を飲み込んだ(誤飲、誤嚥)

【対処法】 銀歯等を飲み込んだ後、喉に引っかかる感じや、呼吸に異常を感じる場合は耳鼻咽喉科を受診しましょう。



ケース6：「歯が欠けた、折れた、抜けた」

- | | |
|-----------------|---|
| 考えられる原因① | <ul style="list-style-type: none"> a. むし歯、歯周病が進行した(う蝕、歯周病) b. 歯並び、かみ合わせが悪く歯に強過ぎる負担がかかった(咬合異常、外傷による破折など) c. 打撲や外傷(歯牙完全脱臼) |
|-----------------|---|

【対処法】 できるだけ早めの治療が必要です。抜けたままで放置すると隣の歯に隙間ができて、かみ合わせの歯が伸びてきます。

ケース7：「歯が動く、ぐらぐらする」

- | | |
|-----------------|--------------------|
| 考えられる原因① | 歯ぐきが炎症を起こしている(歯周病) |
|-----------------|--------------------|

【対処法】 歯ブラシ時に歯垢を丁寧に取ったり歯ぐきをマッサージして、歯ぐきを引き締め炎症を抑えるようにしましょう。

- | | |
|-----------------|-------------------------|
| 考えられる原因② | 打撲や外傷で歯に強い力がかかった(歯牙亜脱臼) |
|-----------------|-------------------------|

【対処法】 歯が動かないように固定して歯の周りの組織を元通りにする必要がありますので、早めに歯科医院を受診しましょう。

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| 考えられる原因③ | 下から永久歯が生えてきて、乳歯が動く(永久歯への交換) |
|-----------------|-----------------------------|

【対処法】 自然に抜け落ちるケースが多いので、特別な対応は不要です。

- | | |
|-----------------|------------------------------------|
| 考えられる原因④ | 歯にヒビが入ったり、折れたりして炎症を起こした(歯冠または歯根破折) |
|-----------------|------------------------------------|

【対処法】 痛み止めや抗生物質を服用しましょう。

ケース 8 : 「入れ歯が当たって痛い」

考えられる原因① 入れ歯の縁の部分が歯ぐきに食い込んだり、すれて傷になっている(義歯不適合)

【対処法】 傷が治るまで外出、食事等以外の場合は入れ歯を外しておくこと
治癒しやすくなります。

考えられる原因② 入れ歯の内側(入れ歯と歯ぐきの間)に食片が挟まっている

【対処法】 入れ歯内面、口の中を清潔に保ちましょう。

考えられる原因③ 入れ歯の金具をかけている歯の歯ぐきが歯周病で腫れた(歯周病)

【対処法】 入れ歯内面、口の中を清潔に保ちましょう。歯ぐきの腫れた歯は
うがい、念入りなブラッシングを心掛けましょう。

考えられる原因④ 入れ歯にヒビが入ったり、欠けたため歯ぐきが傷ついた
(義歯破折)

【対処法】 破損した入れ歯は早めに修理するか、入れ歯を新製しましょう。



ケース9：「入れ歯がこわれた」

考えられる原因① 入れ歯が割れてしまった(義歯破損)

【対処法】 破折面を乾燥し瞬間接着剤でくっ付けると、一時的に使えるようになることもあります。この際、両破折面を正確に密着できない場合は本法は実施すべきではありません。

考えられる原因② 歯にかけている金具が折れて不安定になり上手く食事ができない(クラスプ破折)

【対処法】 金属疲労で入れ歯金具が折れることがあります。修理不可ですから破損状態、少しゆるくなった状態で使用することになります。使用ができなくなる場合もあります。

ケース10：「口内炎等ができた」

考えられる原因①

- a. 頬や舌をかんでしまったり、歯ブラシなどで口内に傷を付けたりした後にできた(アフタ性口内炎)
- b. 体調が悪かったり、口内が不衛生で細菌、ウイルス等の感染を起こした(ヘルペス性口内炎)
- c. 口の中の腫瘍(口腔がん等)

【対処法】 たばこ、アルコール、刺激性食品(調味料)等は避けることが大切です。患部を安静にするとともに清潔に保ちましょう。うがい薬、トローチ、口内炎用治療薬などがあれば症状改善に役立つと思います。症状が改善しない場合は、歯科医院を受診しましょう。

考えられる原因② 不適合銀歯、入れ歯、矯正器具等の影響(機械的刺激)

【対処法】 歯科医院を受診し、原因を除去しましょう。

ケース11：「口臭が気になる」

考えられる原因① 歯周病、むし歯、入れ歯の汚れ、舌の汚れなど、口の中の病気

【対処法】 歯周病、むし歯の治療が第一ですが、それが困難な場合は、歯ぐきと一緒に磨くブラッシング、舌表面の清掃を実践してみましょう。

考えられる原因② 糖尿病、腎臓病、胃炎、腫瘍など全身の病気

【対処法】 内科など医科での治療が必要となります。

考えられる原因③ 臭いの強い食品の摂取、飲酒、喫煙

【対処法】 病的なものではなく、心配不要です。

考えられる原因④ 起床時や緊張時(だ液の量が少なくなり、その結果、臭いが強くなることもある)

【対処法】 生理的現象なので、やむを得ません。加齢に伴い、だ液なども減少傾向にあります。

考えられる原因⑤ 周囲の人が何も感じていないのに、口臭を訴える(気にする)

【対処法】 歯科大学や歯学部の附属病院などの「口臭外来」を受診してみると良いでしょう。



ケース12：「口が開きにくい、あごを動かすと音がする」

考えられる原因① あごの関節に原因がある（顎関節症^{がくかんせつしょう}）

【対処法】 入浴時など筋肉がリラックスした際に、口の開閉運動をすることで症状が軽減する場合があります。鎮痛剤で症状が改善することもあります。

考えられる原因② あごの周辺に炎症や腫瘍がある（智歯周囲炎^{ちししゅういえん}等）

【対処法】 患部の腫れや痛みを伴うことが多いので、できるだけ早い診断治療が必要です。

考えられる原因③ 過緊張、過ストレス状態

【対処法】 精神的ストレスや生活習慣の見直し、マウスピース装着、かみ合わせ治療などで改善する場合があります。



《B》 治療費の問題



歯科治療を受けた際は、治療費が実費の場合が多いです。国によっては、高額な費用を請求されることもあり、払えないとみなされると治療してもらえないケースもあるため注意が必要です。日本人は国民皆保険制度のもと治療費の一部を負担することに慣れていますが、海外では全額を支払うケースがほとんどです。海外の歯科治療費の目安については「4. 海外歯科医療事情」（P22～）をご覧ください。

《C》 院内の衛生状態、感染の問題



開発途上国での歯科医院の滅菌の良否はまちまちであり、器材の滅菌不良からの院内感染が不安の種となります。

開発途上国にあっても外国人用に設備が整った歯科医院もありますが、かなり劣悪な衛生状態の歯科医院もあります。

歯科医院の衛生状態については日本のようにそのほとんどが許容レベル以上と捉えることは困難です。現地の医療情報は個人用医療保険に入る時に確認したり、現地の日本人会等からの情報を得たり、大使館付の医務官に相談すると良いでしょう。



《D》 渡航前の準備の問題



海外には日本ほど多くの歯科医院があるとは限らず、事前予約制で、歯が痛んでもすぐに診てもらえるとは限りません。国によっては、予約が半年以上取れない地域もあります。加えて、歯の治療について現地の言葉で説明されるため、あまり理解できず、意思疎通が取りにくいというリスクもあります。このため、治療が可能な歯でもすぐに抜歯されたり、望んでいない処置をされたり、治療後も痛みがとれない等の問題も発生しています。

このようなことから「渡航前の事前の準備」が極めて重要であり、出国前にかかりつけ歯科医院で歯科健診を受診し、治療を終えておくとともに、赴任地の歯科医療、歯科医院情報の収集をしっかりと実施することが海外での歯科に関するトラブル防止の決め手となります。

なお、海外旅行保険に加入する際の注意点に、以下が挙げられます。

- ① 歯科治療は補償対象外であるものが多いため、対象内のものを選択する
- ② 歯科治療が給付対象であっても、緊急歯科疾病に限定される治療が多い
- ③ 受診時は治療費全額を支払うことが求められる
- ④ 帰国後に加入している公的医療保険から海外療養費を支給されるという給付システムを理解しておく（ただし、この対象は、日本の保険適用内の歯科治療であること、支給額は日本で同じ治療をした際にかかる金額までしか支給されないため、超えた分は自己負担になる）

現状で歯の痛みがなく、治療をしていない場合でもかかりつけの歯科医院へ行ってむし歯がないか、渡航中に痛みそうな部位はないか等について確認しておくことで安心です。やむなく、渡航先で応急処置を受けた場合も、帰国後は、症状の有無にかかわらず、かかりつけの歯科医院でしっかりと処置の確認、継続治療をすることが必要です。

困りごとで 多く寄せられる質問



海外に長期滞在する邦人の方々から多く寄せられた質問について取り上げ説明します。

● 現地で安心して受診できる歯科医院がありません。

海外で安心して受診できる歯科医院についてのデータベースはまだできていないのが現状です。さらに日本語が話せるとなるとまた範囲が狭くなりますので、最低限の治療回数、費用、治療期間、症状の説明を受け理解ができるだけの語学力は必要です。派遣前にかかりつけの歯科医院を受診した時に、もし悪くなったらどのように治すのか？ 治療期間は？ 費用は？ などの情報を得ておくと良いでしょう。

大使館付の医務官への相談、現地の日本人会や現地邦人が参加するSNS等から情報を得ることも有効です。

● 治療の費用に関して補助は出るのでしょうか？

外国では日本のように国民皆保険ではありません。歯科の場合、海外傷害保険では事故以外は適用外ですので、個人契約の保険に加入する（個人負担）必要があります。併せて、契約料金によって現地で受けられる診療所を指定される場合もありますので、各保険会社に確認することが必要です。また、現地でかかった費用を雇用先に請求し、払い戻しを受けられることがありますので、派遣前に雇用先に問い合わせをしてみてください。

P45「海外での健康保険について」もご覧ください。

● 現地の歯科医院の衛生状態が悪く不安です。

確かに開発途上国での歯科医院の滅菌の良否はまちまちですし、器材の滅菌不良からの院内感染が不安の種です。開発途上国にあっても外国人用に設備が整った歯科医院もありますが、診療費は現地の開業医に比べると高額になることが多いようです。

現地の医療情報は前述したように、大使館付の医務官への相談、現地の日本人会や現地邦人の参加するSNS等から情報を得ることも有効です。



歯・口腔の健康と治療方法



① 健康への入り口 それは大切な歯

口腔とは唇から喉にかけて、舌と上下の顎^{あご}で囲まれている空間で、そこには歯があり、舌とともに咀嚼^{そしやく}（食物をかみ砕き、唾液と混ぜ合わせ、消化しやすい状態にすること）という食生活を営む上で重要な機能を果たしています。

口腔の中にできる病気としては、むし歯と歯周病はよく知られていますが、それ以外に体のほかの場所と同じように癌^{がん}のような悪性腫瘍^{こう}、口唇口蓋裂^{くしかうがいせつ}のような先天異常などの病気も発生します。これら口腔に発生する病気は放置すると咀嚼機能を破壊し、やがて全身の健康をも損なってしまう。

また、上下の歯のかみ合わせ（咬合）も全身と大きな関わりをもっています。咬合は歯の並び方によったり、あるいはむし歯や歯周病で歯を失ったりすることにより変化します。この変化により姿勢の変化、頭痛や腰痛のような自律神経失調症状を引き起こします。全身の健康を保つためには、口腔の健康を保つことが大切です。



② 歯の役割

・咀嚼機能

食物を前歯でかみ切り、奥歯でかみ砕き、胃腸の消化吸収を高めます。

・正確な発音

前歯が抜けていると「サシスセソ」などの発音がしにくくなります。

歯は正しい言葉話すために必要です。

・顔貌を整える

歯がなければ、顔の形もかわり、容貌に影響を来たします。

・美しい表情

笑顔がこぼれる白い歯は表情を豊かにし、とても魅力的です。

③ むし歯

むし歯は、口の中にいる細菌が、私達が食べたり飲んだりする糖分を餌として作り出した酸によって、歯が溶けた状態のことを言います。むし歯は一旦できると自然治癒は困難で、放置するとどんどん進行していきます。

むし歯のできやすいところは、歯垢の付きやすいところ、清掃しにくいところです（図1）。特に奥歯の溝などのへこみのあるところ、歯と歯の間、歯の根元で歯ぐきに近いところです。中年になると、むし歯治療をした歯の材料と歯の境界付近で、再度むし歯となる場合があります。また、歯ぐきが少しずつ減ってきて、歯の根っこが露出した部分も要注意です。

図1 むし歯になりやすいところ



歯の溝



歯と歯の間

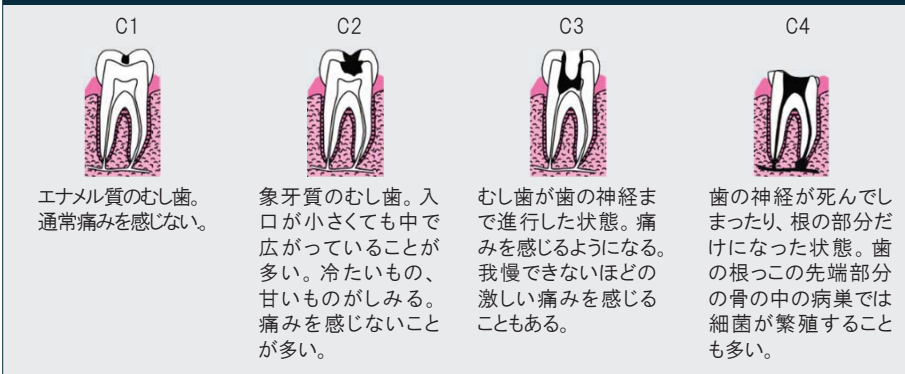


歯と歯ぐきのさかい目

④ むし歯の治療法

- C1:** 病巣部を削除し、詰め物を施します（充填処置）。多くはコンポジットレジン（大部分がセラミックスの小さな粒子をプラスチックで固めた材料）が使われ、通常1回の処置で終わります（図2）。
- C2:** 基本的にはC1と同様に充填処置を施しますが、数回の処置が必要となることもあります。
- C3:** 歯髄（歯の神経）を除去する必要があります。麻酔を行い、歯髄を除去し、歯の根の治療が終了した後、患部の状態によっては、金属やセラミックスなどの人工材料を詰めたり被せたりして歯の形態を回復させます。治療回数は少なくとも数回は必要となります。
- C4:** 多くの場合、抜歯（歯を抜くこと）せざるをえなくなります。その後はブリッジや入れ歯をいれます。

図2 むし歯の進み具合



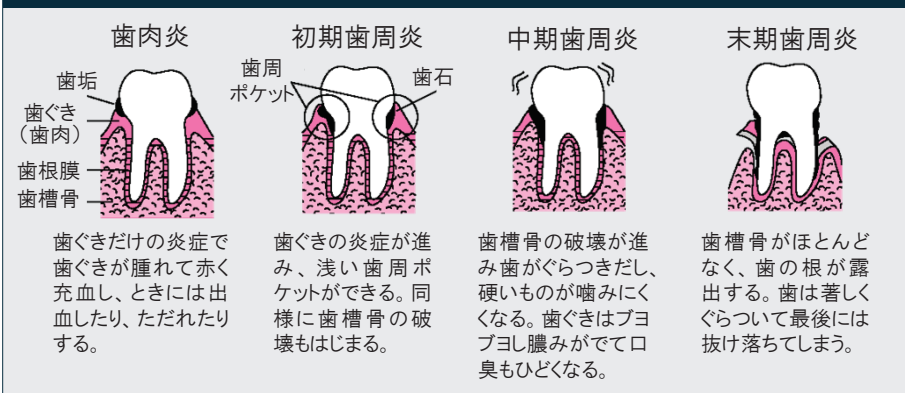
むし歯の予防は歯ブラシによるブラッシングを力を入れずにやさしく行い、歯垢を残さないことが大切です。歯と歯の間の掃除には、デンタルフロスの使用が効果的です。朝食後、昼食後、就寝前に歯みがきを習慣づけていただくとより効果的となります。

また、定期的にかかりつけの歯科医院で健診を受けることも、歯科疾患の早期発見、早期治療のために重要です。

⑤ 歯周病

歯を支える歯ぐき（歯肉）や骨（歯槽骨）が壊されていく病気です。歯ぐきが腫れて炎症を起こしたものを歯肉炎、炎症が歯槽骨まで進行するものを歯周炎といい、これらを合わせて歯周病（歯周疾患）と呼んでいます（図3）。40歳以上の日本人の約8割がこの疾患に罹っています。

図3 歯周病の症状と進み方



歯周病のリスクファクター（危険因子）には、細菌、環境、生体因子の3因子があります。

● 微生物因子（歯周病菌）

歯垢中の細菌が歯周病の発症に関係しています。歯肉炎には歯垢や粘膜にいる細菌が関与し、一方、歯周炎は歯周ポケットの中にいる嫌気性菌が関与しています。

● 環境因子

喫煙、ストレス、不規則な生活、食生活、口腔衛生習慣など、生活習慣が歯周病の発症や進行に影響しています。歯垢の溜まりやすい部位や不適切な詰め物・被せ物、口呼吸などの習慣も誘因となります。歯ぎしりや歯の食いしばりなど歯に強い負担がかかる状態も含まれます。

- **生体因子**

年齢、歯数、人種、遺伝、糖尿病、ホルモンなどが歯周病に関係しています。

- **⑥歯周病と全身との関わり**

歯周病は痛みなどの自覚症状があまりなく進行するので、別名サイレント・ディーズ（静かに進行する病気）と呼ばれ、症状が進行すると歯を支える歯槽骨を溶かし、最後には歯が抜けてしまう疾患です。また、歯周病は全身疾患の誘因となることがわかってきました。感染性心内膜炎、狭心症、心筋梗塞などの心疾患、脳卒中、誤嚥性肺炎、低体重児出産、菌血症、糖尿病などの原因となることもあります。また糖尿病、喫煙、ストレスが歯周病を進行、増悪させることもわかっています。

- **治療法**

歯周病の治療は、患者さん自身のセルフケアと歯科医師、歯科衛生士によるプロフェッショナルケアの組み合わせにより行われます。患者さん自身には正しいブラッシング方法を実践していただくほか、禁煙、ストレス解消などの生活習慣の改善も必要となります。歯科医院では歯垢、歯石を除去し、ぐらつく歯の固定を行います。進行した歯周病では、抜歯や外科処置も行い、歯を失った部位には、ブリッジや入れ歯を製作し、咬合回復をしていきます。





海外歯科医療事情

アメリカの歯科事情について

(1) 歯科受診のシステム

年に2回の予防歯科受診が推奨されています。この予防歯科受診にはすべての歯に対するX線写真（年1回）、歯ぐき後退のチェック、むし歯のチェック、歯石除去、歯面清掃およびフッ素塗布（任意）が含まれています。

むし歯治療、ホワイトニング、クラウンおよびブリッジ、インプラント、入れ歯、抜歯、根管治療、歯周病治療、マウスガード等の治療が可能です。

歯科治療医は専門に分かれています。一般的なむし歯治療を行う、いわゆるDentistの他、根管治療を行うEndodontics、口腔外科であるOral and Maxillofacial Surgery、歯周病治療等を行うPeriodontic、矯正歯科を行うOrthodontist等です。

(2) 歯科治療に関する国の医療保障制度の有無

国民健康保険はありません。医療保険とは別に歯科保険への加入が必要となります。会社員が個人で加入できるよう、多くの企業で民間の歯科保険を設けていますが、加入は義務ではありません。

(3) インプラントの位置づけ

可能な限り本来の歯を残すことが推奨されており、歯の保存治療を行う傾向があります。しかし、特殊なケースや、患者さんの年齢および歯の健康などを考慮した結果、抜歯を行う場合もあります。

(4) 子どもの歯科治療で特徴的なこと

子どもに対する矯正治療は一般的に行われています。そして、子どもに対する局所麻酔および全身麻酔の使用に優先度はありません。

歯を強化するとされているフッ素については、自然に摂取できる量が不足と判断された場合は、フッ素化合物サプリメントの摂取を勧められることがあります。

(5) 費用

| 項目 | 費用(USD) |
|-------------------------|-------------------|
| 診査料 | 111.40ドル |
| 無歯顎診査 | 要相談 |
| X線写真 | 133.12ドル |
| X線写真(パノラマ) | 112.91ドル |
| 歯面清掃(フッ素塗布費\$39.23を含む。) | 91.09ドル |
| 抜歯 | 169.65 ~ 454.33ドル |
| 根管治療 | 1,033.35ドル |
| 充填処置(コンポジットレジン) | 174.83 ~ 320.35ドル |
| インレー | 956.47ドル |
| クラウン | 1,135.89ドル |
| 部分入れ歯(レジン) | 要相談 |
| 部分入れ歯(金属床) | 1,688ドル |
| 総入れ歯 | 1,613ドル |

英国の歯科事情について

(1) 歯科受診の流れ

基本的に歯科を受診するには予約が必要です。長期滞在者は国民保健サービスであるNational Health Service (NHS) へ登録が可能であり、NHSの歯科受診が可能です。NHSに登録のない短期滞在者は民間の歯科を受診することとなります。ただし、NHSの治療内容には制限があり、被せ物の種類などによっては保険外診療となります。

(2) 国民保健サービス (NHS) と民間の違い

<NHS>

事前に患者登録をしているクリニックを受診することになり、自由に受診先を選べません。また、料金は国によって定められており（料金の欄参照）、セラミックなどの白い被せ物など治療の内容によってはカバーされない項目がありますが、保険外診療として追加料金を払えば希望の素材を選択することができます。

18歳以下であれば、歯列矯正は基本的に無料となりますが、需要が多く治療開始までに時間がかかる傾向にあります。一方、保険外診療の歯列矯正は待ち時間がない代わりに高額になり2,000～6,000ポンドの見積もりとなります。また、インプラントはNHSではカバーされません。

<民間>

民間のクリニックであればどの都市のどのクリニックでも予約さえ取れば受診可能です。料金はクリニック毎に異なり、NHSより高額となることが多いです。そのため、治療前に治療プランを立て料金の概算を患者さんと合意の上で治療開始をします。ロンドンには日本人医師やスタッフが勤務する日系のクリニックが複数あり、日本語での受診も可能です。

(3) 費用

<NHS>

| 項目 | 費用(GBP) | 備考 |
|--------|-----------|--|
| 応急処置 | 20.60ポンド | 痛み止めや、取れた詰め物を一時的に戻す等 |
| Band 1 | 20.60ポンド | 歯科健診(診断やレントゲン含)、医学的に必要な場合の歯石除去等 |
| Band 2 | 56.30ポンド | Band1の項目、根管治療、抜歯、ただしいずれも複雑なケースは除く、アマルガム(銀)の詰め物 |
| Band 3 | 244.30ポンド | Band 1・2 の項目、入れ歯、ブリッジ、クラウン等 |

<民間>

| 項目 | 費用(GBP) |
|------------|------------|
| 診察料 | 30～80ポンド |
| 歯石除去 | 40～90ポンド |
| レントゲン撮影 | 15～40ポンド |
| レジン充填(詰め物) | 90～300ポンド |
| インレー | 400～800ポンド |
| クラウン、ブリッジ | 300～850ポンド |
| 根管治療 | 200～800ポンド |
| 抜歯 | 90～300ポンド |
| ホワイトニング | 300～500ポンド |

オーストラリアの歯科事情について

(1) 歯科受診のシステム

一般歯科（予約制）で受診後、専門医の治療が必要であれば紹介されます。

(2) 歯科治療に関する国の医療保障制度の有無

オーストラリアの国民健康保険（メディケア）は原則、入れ歯、インプラント、審美治療に対し保険は効きません。

しかしながら、顎を含む病気（口腔がんなど）があり、放射線治療に必要な歯科治療、顔面腫瘍を除去し隆起再建（顎の一部の再建）のための歯科治療、車の事故に遭った人の顔面傷害を修復する手術の一環となる歯科治療などの費用の一部はメディケアでカバーされます。

また、年金受給者には何割かメディケアが費用を支払う場合もあります。

なお、原則メディケアでは歯科治療はカバーされませんので、オーストラリアでは歯科専用の保険があります。

(3) 日本と異なる歯科治療

一般歯科で受診後、専門医による治療を行います。

オーストラリアには現在、歯内治療、歯列矯正、歯科補綴など、13の異なる専門分野があります。



(4) インプラントの位置づけ

インプラントは費用が高額なため、ポピュラーな治療とは言い難いです。

一般的に歯科は保険でカバーされていませんので、100%の料金を支払わなければならない人々からは（歯科治療がカバーされる民間の保険に入っていない場合）インプラントはまだ需要がないと言えます。

(5) 子どもの歯科治療で特徴的なこと

矯正治療は人気、需要が高まっています。

(6) 費用

| 項目 | 費用(AUD) | 備考 |
|-------------|---------------|-----------|
| 診察料 | 150~305ドル | |
| 無歯顎検査 | 200~400ドル | |
| X線写真(歯科用) | 45ドル | |
| X線写真(パノラマ) | 90~200ドル | |
| 歯面清掃(一口腔単位) | 90~160ドル | |
| 抜歯 | 130~300ドル | |
| 根管治療と根管充填 | 1,000~4,000ドル | |
| 充填処置 | 100~300ドル | |
| インレー | 600~1,600ドル | |
| クラウン | 1,200~2,000ドル | 素材によって異なる |
| 部分入れ歯 | - | 要相談 |
| 部分入れ歯(金属床) | - | 要相談 |
| 総入れ歯 | - | 要相談 |

シンガポールの歯科事情について

(1) 歯科受診のシステム

シンガポールは日系の歯科医院があるため、日本人歯科医師の診察を受けることが可能です（完全予約制）。

(2) 歯科治療に関する国の医療保障制度の有無

各自で民間の保険に加入するか、もしくは永住者は給与からCPFという保険料が引かれ、それを利用して治療費を払います。

(3) 日本と異なる歯科治療

専門医制度があるため、同じ治療でも専門医にかかるとう費用が高額になります。

(4) インプラントの位置づけ

日本では保存傾向が強いのですが、シンガポールでは歯を抜いてインプラントにするのが一般的であり、多い傾向にあります。

(5) 子どもの歯科治療で特徴的なこと

歯冠崩壊が著しい場合、歯を抜いて補隙装置を入れるか放置する傾向にあります。

乳歯冠処置はありません。

日本に比べ接客業でも矯正をしている人が目立ちます。また、装置も目立つ金属を使用しているように見受けられます。



(6) 費用

| 項目 | 初診(SGD) | 再診 |
|-------------|-----------|-------|
| 診察料 | 70ドル～ | 40ドル～ |
| 無歯顎検査 | 70～90ドル | |
| X線写真(歯科用) | 35ドル | |
| X線写真(パノラマ) | 60～80ドル | |
| 歯面清掃(一口腔単位) | 80～150ドル | |
| 抜歯 | 60～500ドル | |
| 根管治療と根管充填 | 200～500ドル | |
| 充填処置 | 85～150ドル | |



タイの歯科事情について

(1) 歯科受診のシステム

歯科医院によって治療費用が様々です。バンコクには日系歯科クリニックがありますので日本語で受診が可能です。

(2) 歯科治療に関する国の医療保障制度の有無

タイの会社で加入が義務付けられている社会保険は、基本的に治療費は無料ではありますが、特定の公立病院に限られ、自分で好きな病院を選ぶことはできません。対応はタイ語のみとなっています。

特定の公立病院の歯科であれば、小さなむし歯治療（神経治療は対象外）、抜歯、歯石除去が無料で受けることができますが、それ以外は自己負担となります。

(3) 日本と異なる歯科治療

専門分野によってそれぞれの歯科医師が対応します。抜歯や神経など治療内容によって専門の歯科医師がそれぞれ治療します。

審美歯科治療が安価です。

近年では、大人でも矯正治療をしている人が増えています。カラフルな金属をつけるのが流行しています。

(4) インプラントの位置づけ

インプラント治療は一般的な治療です。費用が海外に比べ安価なため、海外から治療に来る患者さんもいます。



(5) 子どもの歯科治療で特徴的なこと

子どもの矯正治療は一般的な治療になりつつあります（以前は富裕層の子どもだけが行っていました）。

(6) 費用

| 項目 | 費用(THB) | 備考 |
|-------------|------------------|-----------------------|
| 診察料 | 1,000～1,500バーツ | |
| 無歯顎検査 | - | 要相談 |
| X線写真(歯科用) | - | 要相談 |
| X線写真(パノラマ) | 750～1,000バーツ | |
| 歯面清掃(一口腔単位) | 1,000～1,500バーツ | |
| 抜歯 | 1,000バーツ～ | 部位によって異なる |
| 根管治療と根管充填 | 13,000バーツ～ | |
| 充填処置 | 1,200～2,600バーツ | |
| インレー | 15,000～25,000バーツ | |
| クラウン | 15,000～25,000バーツ | |
| 部分入れ歯 | 3,500～5,500バーツ | 取り外し可能なアクリル素材のもの、1～3本 |
| 部分入れ歯(金属床) | 13,500～15,500バーツ | 取り外し可能なメタルベースのもの、1本 |
| 総入れ歯 | 15,000バーツ～ | 要相談 |

フランスの歯科事情について

(1) 歯科受診のシステム

歯科受診は予約が必要です。歯科医は一般歯科医とインプラントを行う外科歯科医の2つに分かれています。外科歯科医は一般の歯科治療もしますが外科的治療（インプラント、拔牙等）が主です。歯科医院の予約はすぐ取れることはまれで1ヵ月待たされることも多いです。緊急（急に歯が痛みだした等）の場合はかかりつけの歯科医院であれば診察してくれることもありますが、新規の場合は断られることが多いようです。

旅行者が緊急時に歯の治療を行う医療機関として、パリではSOS Dentaire (87, boulevard du Port-Royal 75013 Paris) または Urgence Dentaires Hopital Fernand Salpetriere があります。

治療費の高いものであれば見積もりをしてから治療開始することが一般的です。

企業駐在員や留学生等の長期滞在者は、フランスの社会保障である Carte Vitalに加入しているのであれば日本と同じく国が70%補償しますが、インプラント等は社会保障がありませんので100%個人負担になります。日本は詰め物の素材によって値段が変わりますが、フランスの場合は術項目によって値段が変わります。



(2) 費用

① 社会保障がある場合のおおよその治療費は下記の通り

| 項目 | 費用(EUR) | 備考 |
|------------------|----------------|-----------------|
| 診察料 | 23～28ユーロ | |
| 無歯顎診察料 | 23～28ユーロ | |
| X線写真/1枚 | 15ユーロ | |
| X線写真 | 30ユーロ | |
| 歯石除去 | 29ユーロ～ | |
| 抜歯(1本につき) | 35ユーロ | |
| 根管治療+根管充填(むし歯治療) | 78～122ユーロ | |
| 充填処置(コンポジットレジン) | 34～82ユーロ | |
| 歯周治療 | 150～390ユーロ | |
| インレー(詰め物)(むし歯治療) | 123～145ユーロ | |
| クラウン(詰め物)(むし歯治療) | 107.50～590ユーロ | |
| ブリッジ | 280ユーロ～ | |
| 部分入れ歯(値段は歯の数による) | 385～1,000ユーロ | 社会保障の払い戻し金額は少ない |
| 総入れ歯(一つの入れ歯) | 1,250～2,450ユーロ | 社会保障の払い戻し金額は少ない |

② 社会保障がない場合のおおよその治療費は下記の通り

| 項目 | 費用(EUR) | 備考 |
|------------------|----------------|----------------|
| 診察料 | 100ユーロ | |
| 無歯顎診察料 | 100ユーロ | |
| X線写真/1枚: | 15ユーロ | |
| X線写真 | 60ユーロ | |
| 歯石除去 | 150ユーロ | |
| 抜歯 | 150～400ユーロ | |
| 根管治療+根管充填(むし歯治療) | 1,000ユーロ | |
| 充填処置(コンポジットレジン) | 180～300ユーロ | |
| 歯周治療/1回 | 150ユーロ | 通常は複数回の診療が必要 |
| インレー(詰め物)(むし歯治療) | 150～1,000ユーロ | |
| クラウン(詰め物)(むし歯治療) | 1,300ユーロ | セラミック |
| 部分入れ歯/(金属床) | 2,000～3,000ユーロ | 金属床以外の部分入れ歯はなし |
| 総入れ歯 | 4,000ユーロ | |

メキシコの歯科事情について

(1) 歯科受診のシステム

メキシコでは、公立の病院、クリニックまたは開業医の歯科を受診できます。歯科保険の加入率は低い状況です。

(2) 歯科治療に関する国の医療保障制度の有無

公立の病院、クリニックにて下記の歯科治療に対して国民健康保険が使用できます。

- 歯のクリーニング
- 抜歯
- 充填処置
- X線写真

一方、開業医の歯科を受診する場合、費用は全額自己負担となります。

(3) 日本と異なる歯科治療

一般的にメキシコでは歯科治療は普及していません。そのため、患者さんは治療が必要な状態になってはじめて、歯科医を探し始めます。最も一般的な治療は下記の通りです。

- 抜歯
- 根管治療
- 充填処置
- インレー
- クラウン

(4) インプラントの位置づけ

メキシコではインプラント治療はPeriodontistsが、根管治療はEndodontistsが行っています。インプラント治療よりも根管治療の方が安価であることから、インプラント治療よりも根管治療が一般的となっています。

(5) 子どもの歯科治療で特徴的なこと

子どもが騒ぐ場合や、子どもの不安および不快を軽減する目的で歯科鎮静剤を使用することはありますが、小児の患者さんへの麻酔使用は一般的ではありません。子どもへの歯科治療は一般的に小児歯科医が行っています。歯科矯正については子ども、成人ともに普及しています。

(6) 費用

メキシコ全土の歯科治療費用範囲を算出するために、バヒオ地区（中央）、メキシコシティ、カンクン（南東）、ティファアナ（北、カリフォルニアとの国境）での治療費用を参考にしています。

| 項目 | 費用 (MXN) |
|------------------|-----------------|
| 診査料 | 500~1,000ペソ |
| 無歯顎診察 | 500~1,000ペソ |
| X線写真 | 200~ 500ペソ |
| X線写真(パノラマ) | 400~ 800ペソ |
| 歯面清掃 | 1,000~1,500ペソ |
| 抜歯 | 1,000~2,800ペソ |
| 根管治療 | 5,000~7,500ペソ |
| 充填処置 (コンポジットレジン) | 1,200~2,200ペソ |
| インレー (陶材) | 5,000~10,400ペソ |
| クラウン -陶材焼付用金属 | 4,000~9,500ペソ |
| -総陶材 | 6,000~13,200ペソ |
| 部分入れ歯 (レジン) | 7,000~18,900ペソ |
| 部分入れ歯 (金属床) | 7,000~18,900ペソ |
| 総入れ歯 -アクリル | 12,000~13,200ペソ |
| -陶材 | 13,000~18,900ペソ |

中国の歯科事情について

(1) 歯科受診のシステム

中国の総合病院、歯科クリニックともに事前予約をお勧めします。予約なしで来院した場合、特に総合病院では患者数が多いため待ち時間が長時間となる恐れがあります。通常を受診システムと同様に、総合病院では先払い制となっており治療を受ける前に費用の支払いが求められます。最近では総合病院に勤務している歯科医が独自のクリニックを開業し、専門的な治療や長期治療が必要となる場合は患者さんを独自のクリニックへ誘導するケースも見られます。

(2) 歯科治療に関する国の医療保障制度の有無

中国の社会保険で歯科治療を保障することが可能です。ただし、以下のような制限があります。

- 治療内容によって保障範囲が異なる

例えば、クラウンの材質や治療内容により対象となる金額が異なります。

- 一部の医療機関での受診費用しか補償されない

総合病院（階級：3甲）であればいずれの病院でも対象となりますが、3甲級以下の総合病院の場合は保険加入時にあらかじめ指定をした病院のみで、受診費用が保障対象となります。その他、歯科クリニックでの受診は全て対象外です。

- ミニマム設定がある

治療費のミニマムが決まっており、少額（目安は1,800元程度）の場合は全額自己負担となります。保険対象となった場合でも、自己負担30%は発生します。

(3) 日本の歯科治療との違い

基本的には日本と同じ処置・治療を受けることが可能で、中国特有な治療方法はありません。技術的な面では一部懸念があるため、特殊治療が必要となる場合は（日本人患者のなかには）日本での受診を選択する場合があります。北京・上海には日本人歯科医が駐在するクリニックも多く、日系デンタルクリニックでは日本と同じような治療が受けられます。

(4) インプラントの位置づけ

最近では中国でもインプラント治療を多く取り入れる傾向がありますが、費用が高額（1万元以上）のため、インプラントを選択する患者さんは多くありません。

(5) 子どもの歯科治療で特徴的なこと

子どもと大人の患者さんで特別大きな違いはありませんが、特殊な治療を行う場合は子どもの患者さんを診る歯科医がいます。

(6) 費用（地域別の目安）

| 項目 | 費用 北京(CNY) | 費用 上海(CNY) | 費用 香港(HKD) |
|--------------|---------------|---------------|---------------|
| 診査費 | 475元 | 200元 | 617ドル |
| 歯科用レントゲン撮影 | 127元 | 170元 | 125ドル |
| パノラマ レントゲン撮影 | 250元 | 370元 | 700ドル |
| クリーニング | 320元 | 318元 | 700ドル |
| 抜歯 | 1,107元 | 970元/本 | 3,250ドル |
| 根管治療と根管充填 | 1,324元 | 956元/本 | 6,383ドル |
| 充填処置 | 557元 | 1,120元/本 | 800ドル |
| インレー | 4,650元 | 593元~/本 | 4,850ドル |
| クラウン | 5,075元 | 725元~/本 | 31,250ドル |
| 部分入れ歯 | 3,125元 | 613元~/本 | 11,500ドル |
| 部分入れ歯(金属床) | 4,250元 | 3,275元 | - |
| 総入れ歯 | 7,450元 | 10,000元 | - |

南アフリカの歯科事情について

(1) 歯科受診の流れ

南アフリカには日本のような国民皆保険はなく、Medical Aidと呼ばれる医療保険システムがあり、複数のプライベート保険会社がサービスを提供しています。個人が任意で自分に合った保険会社へ加入することとなり、低収入や無収入の国民は保険料が払えず加入できないという側面もあります。駐在員などの外国人であっても中長期滞在者は加入が可能です。

南アフリカにはプライベートの歯科クリニックしかなく、受診したいクリニックを患者さん自身で自由に選択し予約を取っての受診となります。

(2) 歯科治療に関する医療保障制度

Medical Aidが制定する標準治療費が低額なため、Medical Aidとは提携せずに自由に治療費を決めて診療する歯科医師が増えています。Medical Aidを利用する場合も患者さんが一旦治療費全額を立て替えて、治療後に加入している保険会社へ請求することとなりますが、支払った額の半額程度しか返金されない場合もあります。

(3) インプラント治療に関して

インプラントの同国内での位置づけは、「美容目的とした高額な治療」という見方が多く、基本的にMedical Aidの対象にはなりません（医学上、インプラントが必須と考えられる場合は対象になることもあります）。そのため、インプラントは富裕層向けの治療といえます。



(5) 小児の治療について

同国内には小児であっても無料で治療を受けられるシステムはなく、基本的には自費または Medical Aid 利用となります。低所得者層向けに政府が運営する診療所もあり小児への対応をしていますが、研修医や歯科衛生士がアドバイスや簡単な診察をする程度です。

(5) 歯科矯正について

インプラント同様高額な治療となり、やはり美容目的という見方が多く富裕層向けの治療と言えます。

(6) 費用

下記の費用はいずれも2018年1月現在の概算です。なお、医療機関によっては下記より高額になる可能性があります。

| 項目 | 費用(ZAR) | 備考 |
|-----------------|------------|--------------------------------------|
| 診察 | 350～800ランド | 予約なしの緊急時は更に通常診察と同額程度の料金がかかる可能性があります。 |
| レントゲン | 700ランド～ | |
| 歯石除去 (口腔内清掃) | 150ランド～ | |
| 抜歯 | 200ランド～ | |
| インレー | 130ランド～ | |
| クラウン | 1,800ランド～ | 素材によってこの限りではありません。 |
| 詰め物 (アマルガム) | 350ランド～ | |

これまでに紹介した国々の他にも渡航している国・地域は多くありますが、誌面の関係上割愛しております。ここでは、実際に渡航した方々の経験に基づき、ブラジルのサンパウロ、ベルギーのルーベン、ボスニア・ヘルツェゴビナのサラエボにおける歯科医療事情を紹介します。

ブラジル

都市：サンパウロ

【受診するときの注意は】

現地の健康保険を使う場合は、保険プラン・歯科医院によって利用可否が異なりますので、予約時に確認が必要です。

【受診の容易さは】

サンパウロ市は日系人が多く、日本語の通じる歯科医師が多いです。

【予約の有無】

通常は事前予約が必要です。

【病院・診療所の衛生状態は】

不衛生な歯科医院もあるので、周囲の評判を参考にしてください。

【歯科事情はどうですか】

国家予算で医療を無償で提供する制度が確立されており、むし歯治療等に対応しています。ただしその場合、受診までに長い期間待たされたり不衛生なこともあり、より衛生的、快適に治療するために民間保険に入ることも一般的です。見た目を気にする人が多く、日本やアメリカ以上に歯列矯正やインプラントを行う人が多いです。

ベルギー

都市：ルーベン

【受診するときの注意は】

ベルギー国内に日本語のできる歯科医師はいません。オランダ語圏の病院、歯科医院であれば英語がよく通じます。

【予約の有無】

予約は必要です。

【病院・診療所の衛生状態は】

問題ありません。

【歯科事情はどうですか】

患者さん一人ひとり、時間にゆとりのある予約制となっています。大学の診療スタッフは若い歯科医師が多いです。年配の教授を希望すると特別料金となります。

【その他】

ベルギーの保険システムでは、むし歯や歯周病の処置は保険治療が可能で低料金ですが、抜歯や補綴治療は全て保険外となりますので注意が必要です。

ボスニア・ヘルツェゴビナ

都市：サラエボ

【受診するときの注意は】

外国人が利用する歯科医院は数か所程度です。

【受診の容易さは】

日本語は通じません。ボスニア語または英語です。

【予約の有無】

予約は必要です。

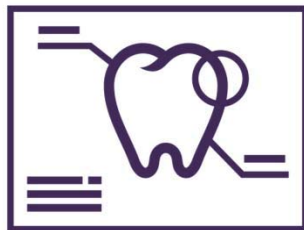
【病院・診療所の衛生状態は】

外国人用の歯科医院は清潔です。

【その他】

治療費は日本の約半分ですが、現地では高めの設定です。治療方針の説明の際に費用が示されますので、注意して説明を聞いてください。技術的には問題ありません。

資料



● 海外旅行傷害保険と歯科治療

一般的に歯科疾病は海外旅行傷害保険の対象外として保険金は支払われませんが、ケガによって歯科医師の治療を必要とした場合は、海外旅行傷害保険の対象となります（例えば、歯周病が悪化した場合は保険の対象になりませんが、交通事故などにより上顎を骨折し歯科治療が必要となった場合は保険の対象となります）。

また、保険の対象となる事故（ケガ）で、3歯以上に歯科補綴が必要となった場合は、契約した後遺障害保険金額の4%が保険金として支払われます。咀嚼機能の障がいについては障がいの程度により後遺障害等級が異なります。咀嚼および言語の機能を廃した場合は、最も高い後遺障害等級（第1級）となり、後遺障害傷害保険金額の100%が保険金として支払われます。

なお、企業包括契約では「歯科治療費用補償特約」をセットすることが可能となるケースがあります。この特約は海外旅行行程中に発病した（※）歯科疾病を直接の原因として、保険期間の初日からその日を含めて15日間の待機期間を経過した日の翌日の午前0時より後に歯科医師による歯科治療を開始した場合に社会通念上妥当と認められる治療費の70%が保険金額を限度に補償されます。ただし、歯科治療を伴わない検査、予防治療、矯正治療などは保険の対象となりません。

（※）保険始期前に発病していた場合や、入れ歯、詰め物の入れ替え・入れ直し・修理費等は対象となりません。

● 海外駐在員専用特約

海外に一定期間駐在される方に適した補償をセットしたプランとなります。一般の海外旅行傷害保険では対象とならない海外現地の住宅の所有・使用または管理に起因する事故や、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したことなど日常生活に起因する賠償責任を補償する「家族総合賠償責任」や保険の対象となる方と同居する親族が所有する家財、身の回り品について、携行中および海外現地の住宅内に保管中に生じた損害に対して補償される「生活用動産」などが補償されます。

海外旅行傷害保険の主な補償種類 [詳しくは保険約款で確認ください]

A. 海外旅行傷害保険

1. 傷害死亡

旅行中のケガにより亡くなられた場合に保険金が支払われます。

2. 傷害後遺障害

旅行中のケガにより後遺障害が生じた場合に障がいの程度に応じた割合にもとづき、保険金が支払われます。

3. 治療・救援費用補償

傷害・疾病治療費用：旅行中のケガまたは病気により医師の治療を受けた場合に保険金が支払われます。

救援費用：旅行中に搭乗している航空機が行方不明になった場合や、ケガまたは病気により現地から日本への移送が必要となった場合等に保険金が支払われます。

4. 疾病死亡

旅行中に病気により亡くなられた場合に保険金が支払われます。

5. 賠償責任補償

他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したりしたこと等によって、法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

6. 携行品損害補償

携行品が盗難・破損・火災等により損害を受けた場合に保険金が支払われます。

7. 緊急一時帰国費用

保険の対象者が緊急に一時帰国したために負担した以下の費用を1回の一時帰国につき保険金額を限度として保険金が支払われます。

- ① 被保険者の配偶者または2親等内の親族が死亡された場合
- ② 被保険者の配偶者または2親等内の親族が危篤となった場合
- ③ 被保険者の配偶者または2親等内の親族が搭乗する航空機または船舶が行方不明になった場合または遭難した場合

B. 海外駐在員専用特約

1. 生活用動産損害補償

保険の対象（衣類、バッグ、旅券等）が火災・盗難等によって損害を受けた場合に保険金が支払われます。

2. 家族総合賠償責任（被害者治療費用補償）

海外現地の住宅の所有・使用・管理または日常生活もしくは自動車・車両の所有・使用・管理に起因する事故により、他人にケガ・他人の財物の損壊をしたこと等によって、法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

海外での健康保険について

● 日本の健康保険制度の適用（国民健康保険・協会けんぽ）

海外療養費制度は、海外旅行中や海外赴任中に急な病気やケガなどによりやむを得ず現地の医療機関で診療等を受けた場合、申請により一部医療費の払い戻しを受けられる制度です。海外療養費の支給対象となるのは、日本国内で保険診療として認められている医療行為に限られます。そのため、インプラントなど、日本国内で保険適用となっていない医療行為や薬が使用された場合は、給付の対象になりません。

必要書類は、①療養費支給申請書、②領収明細書（および日本語訳）、③歯科診療内容明細書（および日本語訳）、④現地で支払った領収書の原本等となります。詳細はご加入されている健康保険組合のホームページ等をご覧ください。

日本国内の医療機関等で同じ傷病を治療した場合にかかる治療費を基準に計算した額（実際に海外で支払った額の方が低いときはその額）から、自己負担相当額（患者負担分）を差し引いた額が支給されます。

日本と海外での医療体制や治療方法等が異なるため、海外で支払った総額から自己負担相当額を差し引いた額よりも、支給金額が大幅に少なくなることもあります。そのため、万一の備えとして海外旅行傷害保険に加入されることをおすすめします。

国民健康保険用国際疾患分類表

| | | |
|------|---|---------------|
| 1101 | Dental Caries | う蝕 |
| 1102 | Gingivitis and Periodontal disease | 歯肉炎及び歯周疾患 |
| 1103 | Other diseases of teeth and supporting structures | その他の歯及び歯の支持機構 |

海外での労災保険について

海外での業務が「海外出張」として取り扱われる場合は国内での災害と同様に労災保険給付を受けることができますが、「海外派遣」としてみなされる場合には、労災保険の対象となりません。

海外「出張」にあたるか海外「派遣」にあたるかは、海外における勤務期間の長短によって判断されるのではなく、その労働者の海外における労働関係によって判断されます。したがって、たとえ海外での勤務が長期にわたる場合でも、国内の事業場の指揮命令に従って業務に従事している場合には「海外出張」とみなされ、海外の事業場に所属して、その事業場の指揮命令に従って業務を行う場合などは、「海外派遣」とみなされます。

そのため、海外派遣労働者向けに「海外派遣」とみなされる場合には海外派遣者として労災保険に特別加入されることをおすすめします。



海外派遣者として特別加入することができるのは、以下のいずれかに該当する場合です。

- ① 日本国内の事業主から、海外で行われる事業に労働者として派遣される人
 - (注1) 日本国内の事業主とは、日本国内で労災保険の保険関係が成立している事業（有期事業を除く）の事業主
 - (注2) 海外で行われる事業とは、海外支店、工場、現地法人、海外の提携先企業などです。
- ② 日本国内に事業主から、海外にある中小規模の事業（表1参照）に事業主等（労働者ではない立場）として派遣される人
- ③ 独立行政法人国際協力機構など開発途上地域に対する技術協力の実施の事業（有期事業を除く）を行う団体から派遣されて、開発途上地域で行われている事業に従事する人

<表1> 中小事業主等と認められる企業規模

| 業 種 | 労働者数 |
|------------------|--------|
| 金融業、保険業、不動産業、小売業 | 50人以下 |
| サービス業、卸売業 | 100人以下 |
| 上記以外の業種 | 300人以下 |

出典：厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署 特別加入制度のしおり<海外派遣者用>一部改変引用

詳細は最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

海外医療支援 実施機関リスト



医療支援サービス、海外での安全・危機管理サービスを行う企業・団体

| 機関名・連絡先 | サービス対象 | 医療支援サービス対応時間 |
|--|--------|--------------|
| 日本エマージェンシー アシスタンス株式会社 https://emergency.co.jp/ 〒112-0002 東京都文京区小石川1-21-14 NRK小石川ビル TEL:03-3811-8160 FAX:03-3811-8183 | 個人向け | 24時間 年中無休 |
| ジャパンアシストインターナショナル 株式会社 http://www.jaic.co.jp/ 〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町2-23-1 お茶の水センタービル3F TEL:03-3497-8670 FAX:03-5298-5601 | 法人向け | 24時間 年中無休 |
| インターナショナルSOSジャパン株式会社 http://www.internationalsos.co.jp/ 〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-6 住友不動産新赤坂ビル11F TEL:03-3560-8161 FAX:03-5572-2104 | 法人向け | 24時間 年中無休 |

| 機関名・連絡先 | サービス対象 | 医療支援サービス対応時間 |
|---|--------|--|
| 一般財団法人海外邦人医療基金 海外小児医療国際電話相談 海外医療・歯科相談掲示板 Japan Overseas Medical Fund(JOMF) http://www.jomf.or.jp/ 〒105-0003 東京都港区西新橋2-4-2 西新橋安田ユニオンビル1F TEL:03-3593-1001 | 法人向け | 15:00～24:00 年中無休 |
| アクサ・アシスタンス・ジャパン株式会社 https://www.axa-assistance.co.jp/ja/ 〒108-0074 東京都港区高輪1-3-13 NBF高輪ビル7F TEL:03-6744-8570 FAX:03-5420-8981 | 法人向け | 24時間 年中無休 |
| 株式会社保健同人社海外ヘルスサポート http://www.hokendohjin.co.jp/ 〒102-8155 千代田区一番町4-4 TEL:03-3234-6111 FAX:03-3234-6110 | 法人向け | 24時間 年中無休 |
| 一般社団法人海外邦人安全協会JOSA相談室 http://www.josa.or.jp/ 〒101-0042 東京都千代田区神田東松下町12-1 トナカイ神田タワービル2F TEL:03-6260-8976 FAX:03-6260-9177 | 法人向け | (危機管理相談) 毎週水曜日 ※事前予約要 ※受付時間平日 9:30～17:00 |

海外派遣労働者
のための
お口の健康手帳
〈第2版〉

公益社団法人 日本歯科医師会
事業部地域保健課
〒102-0073
東京都千代田区九段北
4丁目1番20号
電話 03-3262-9211